

支部ニュース

2023年10月 No.599

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

- 沖縄へのデマ番組「ニュース女子」勝訴判決が最高裁で確定・・・・・・・・・・金 竜介 1
- 11月17日は東京支部50周年企画へご参加を・・・・・・・・・・滝沢 香 2
- 第31回ソフトボール大会を開催します！
11月2日、大井ふ頭中央海浜公園野球場です・・・・・・・・・・ 3
- 新人紹介・・・・・・・・・・杉尾 綾 5
- 小池都知事の朝鮮人虐殺の犠牲者追悼式への追悼文見送りに抗議するとともに、
関東大震災での虐殺の事実を風化させない決議・・・・・・・・・・ 6
- 9月幹事会議事録・・・・・・・・・・ 8



沖縄へのデマ番組「ニュース女子」 勝訴判決が最高裁で確定

台東協同法律事務所 金 竜介

「ニュース女子」制作会社に勝訴！

高江の米軍ヘリパッド建設に反対している人は「金で雇われている」などのデマを流したテレビ番組「ニュース女子」（2017年1月2日、1月9日放送）で名誉を毀損された辛淑玉さんが、番組を制作した(株)ディーエイチシーの子会社DHCテレビジョン（現虎ノ門テレビ）と司会者の長谷川幸洋氏を訴えた裁判の判決が4月26日に最高裁で確定しました。この判決に基づき辛さんへの損害賠償（慰謝料等550万円）の全額を同社が支払い、裁判は、勝訴で終わることができたことを報告します。

辛さんは、最高裁の決定後の記者会見で「沖縄の運動を叩くために私が在日コリアンであることを利用した」と批判し、弱者への差別を煽る「差別ビジネス」が横行している日本社会が差別を禁止する法律を持たないことを恥ずかしいと考えるべき段階に来ていると強い口調で訴えました。

「彼らは笑っていた」

沖縄の平和運動を笑いながら叩く人間がいる。最近では、インターネット掲示板「2ちゃんねる」の開設者ひろゆき氏（西村博之氏）が米軍キャンプ前でピースサインをし、抗議日数を示した掲示板について「0日にした方がよくない？」と書き込んだツイッターが批判を集めたことを皆様もご記憶かと思います。

「ニュース女子」も、真剣に沖縄の米軍基地を論じるのではなく、『基地の外の反対運動の人達は土日休み、週休2日』とのテロップや『次の朝、ちゃんと出勤していた反対派の皆さん、お疲れ様です』とふざけたナレーションをつけたり、反対運動している人に捕まりたくなければ「琉球タイムズ」って腕章つけていけばいいんだよとコメンテーターが笑いながらスタジオトークを展開する番組でした。

司会者の長谷川氏は、第1回放送に多くの批判がされたことを知りながら、第2回放送で「お休みの間にいろいろ騒ぎになりましたけれど、まあ、盛り上がっているという事です」と笑いでトークを締めくりました。

辛さんはいいます。「彼らは笑っていた」。社会で押しつぶされそうになり、命がけで声を上げる弱者に対し、外野の安全地帯から嘲笑、揶揄をもって叩く人間たちがいる。笑いながら揶揄できる人間は、笑いながら人を殴れる人間である。そのような人間たちを許す社会にはならないと強く思います。

問われるべき司会者の責任

この番組の司会者は、中日新聞（東京新聞）の論説副主幹（当時）の長谷川幸洋氏でした。東京新聞はこれを問題とし、「ニュース女子問題 深く反省」とする第一面記事で「副主幹が出演していたことについては重く受け止め、対処します」と意思表明したのです（東京新聞2017年2月2日）

11月17日は東京支部50周年企画へ ご参加を

自由法曹団東京支部50周年シンポジウム実行委員会委員長
滝沢 香

自由法曹団東京支部50周年企画は11月17日です。東京支部の現在、そしてこれからの活動を展望する元気が出る企画にすべく準備中です。

第1部のシンポジウムでは、記念講演のほかにも若手団員らが取り組む新たな人権課題の報告があります。第1部はオンライン配信があります。

第2部のレセプションは、久しぶりに他の団員と直接語りあえる場でもあります。しっかり笑える楽しい企画も用意しています。ベテランから若手まで多様な年代の多くの団員の皆様と交流を深められればと考えております。改めて手帳の予定をご確認下さい。ご参加をお待ちしております。

日時 2023年11月17日（金）

時間 第1部 シンポジウム 13時30分～17時50分

第2部 レセプション 18時30分～20時30分

場所 如水会館（東京都千代田区一ツ橋2-1-1）

なお、第1部のシンポジウムはzoomによる参加も可能です。

会費 第1部 無料

第2部 1万円

第1部シンポジウム zoomURL

<https://us02web.zoom.us/j/86417842177?pwd=aIRIU0FTS2dveSt1MDZYdTVHc0FxQT09>

パスコード：452566

※zoomURLは、直前にも、自由法曹団の各MLに配信させていただきます。



如水会館

第31回ソフトボール大会を開催します！

11月2日、大井ふ頭中央海浜公園野球場です。

いよいよ、ソフトボール大会の季節を迎えました。今年度は9チームがエントリーしてくれました。11月2日、おそらく夏の暑さもひと段落し、海の風そして紅葉を楽しみながら日頃のストレスをはらしましょう。

今回は三つのリーグをつくり、予選をおこないます。それぞれの順位に基づき、1位から3位決定リーグ、4位から6位決定リーグ、7位から9位決定リーグと本選にすすみます。

残念ながら、会場の都合で試合後の懇親会はおこないません。それぞれのチームで祝勝会、慰労会、負けた悲しみを共有する会などおこなってください。

ソフトボール大会が終わると、11月3日には憲法集会、11月17日は50周年記念の催しが続きます。

まだまだ、コロナが続き大変な状況ですが、ソフトボール大会で日頃のストレスを発散し憲法改悪阻止、民主主義と自由をもるために奮闘しましょう。



新人紹介

旬報法律事務所 杉尾 綾

1 自己紹介

はじめまして、弁護士の杉尾綾と申します。

今年1月から旬報法律事務所に入所し、現在、弁護士登録をしてから9か月を過ぎたところです。

サラリーマンの父の転勤で静岡、千葉、神奈川と転々とし、早稲田大学法学部に進学しました。法科大学院も早稲田大学に進学し、横浜で修習を行っておりました。

趣味は、出先で美味しいものを探して食べることで、最近は事務所周りのランチ開拓にいそしんでおります。



2 弁護士を志望した理由

私は、様々な仕事や業界を就職前に経験したいと考え、大学、ロースクール時代に、派遣会社に登録し、単発派遣のアルバイトをしていました。結婚式場のスタッフから宅配便の仕分け、飲食店の調理補助、工場のアルバイトまで様々な業務を経験しました。講義等では知ることができなかった労働現場がそこにはありました。

納期設定が過密すぎて残業過多に陥っている工場現場、派遣に頼りきり従業員が定着せず、疲れ切った現場の人など、労働の現場やそこで働く人の姿を見ることができました。

単発バイトをした中で、私は、単発派遣に頼る労働現場は2種類あると感じました。一時的に欠けた人員を補充するために利用している現場と、慢性的に人材不足に悩まされ、手っ取り早く人員補充ができる手段として利用している現場の2つです。後者については、長期アルバイトよりも多額の金銭を派遣会社に支払うものの、人員不足の解消にはつながらず、現場で恒常的に働く労働者に還元されないため、更に退職する労働者が増えていき、残された労働者は過酷な状況に置かれるという問題があります。

労働は、生計を立てるために必要不可欠な活動であるとともに、労働者のアイデンティティを表現する場でもあります。そのような場にも関わらず、精神疾患に罹患したり、過労自殺に追い込まれたりする人が後を絶ちません。

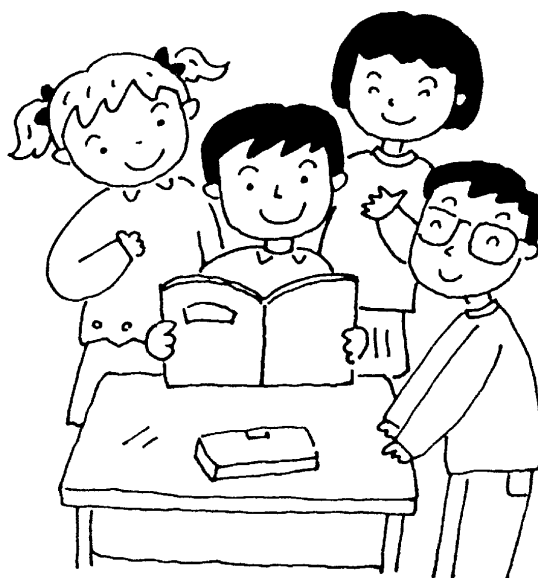
少しでも労働者の一助になりたいと考え、労働問題に携わる弁護士になりたいと私は考えました。

3 自由法曹団と私の今後

旬報法律事務所への入所と同時に、自由法曹団に加入いたしました。

私は、修習時代に修習生の立場で人権活動に取り組む司法修習生フォーラムに参加しておりました。フォーラムでは、A I 技術が労働現場に与える影響をテーマにした「A I と人権」、労働組合の歴史的経緯から現状まで取り扱った「現代の労働組合」に参加しておりました。

今後も、自由法曹団に所属されている諸先輩方を見習い、日々自己研鑽を重ねていきたいと思っております。今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



小池都知事の朝鮮人虐殺の犠牲者追悼式への追悼文見送りに抗議するとともに、関東大震災での虐殺の事実を風化させない決議

1 100年前の虐殺

今年に関東大震災100周年にあたる。

1923年9月1日11時58分、マグニチュード7.9の大地震が関東地方を襲い、死者は10万5000人を超えた。

この混乱の過程で、関東各地で、軍、警察及び自警団が、朝鮮人、中国人、社会主義者、障がい者といった方々が無差別に虐殺されるといった事件が多数起きた。

虐殺された人数は、6661人（「在日本関東地方罹災朝鮮同胞慰問班調査」報告書）とも、全死者の1～数%（内閣府・中央防災会議の報告書）とも言われている。

虐殺が起きたのは、「昨日の火災は、多く不逞鮮人の方か又は爆弾の投擲によるものなり」「鮮人三百名（中略）進撃中なり」といった流言がきっかけとなったものである。

震災翌日から戒厳令が敷かれ、内務省からも「朝鮮人は各地に放火し、不貞の目的を遂行せんとし（中略）鮮人の行動に対して厳密なる取締を加えられたし」とする通達がなされたこと等により、関東全体に拡大した。

虐殺は朝鮮人だけにとどまらなかった。当時東京には2000人を超える中国人労働者も住んでいたが、彼らもこの混乱に乘じ虐殺される身となった。さらに、「亀戸事件」に象徴されるような、社会主義者に対する虐殺、さらには、発音から朝鮮人と認識された障がい者に対する虐殺も行われた。

こうした虐殺は、人種・民族・国籍、政治的思想等を理由とする差別に基づくヘイトクライムに他ならない。

このような悲劇が起きた背景には、植民地となった朝鮮半島から渡ってきた朝鮮人、1920年代に増加しつつあった中国人労働者、労働運動を行っていた社会主義者に対する、日頃からの差別意識、「何をしでかすかわからない」という恐怖心や憎悪、そこから派生するヘイトスピーチの存在がある。

2 都知事の追悼文見送りの意味

こうした悲劇を踏まえ、横網町公園には、1973年に朝鮮人犠牲者追悼碑が建立され、翌年から40年以上にわたり追悼式が行われてきた。

歴代知事は、朝鮮人虐殺の犠牲者追悼式への追悼文を送ってきた。小池知事も、就任した2016年には「極度の混乱の中、多くの在日朝鮮人が犠牲になった」などとする追悼文を朝鮮人追悼式典に送った。しかし17年から追悼文は見送られ、今年も見送られた。

本年9月1日の定例会見でも、知事が虐殺の歴史について具体的に言及しないことについて質問が出たが、「すべての方々へ哀悼の意を表している」「極度の混乱下での事情で犠牲となった方々」とだけ説明した。

政府自体も、松野博一官房長官が8月30日の記者会見で、「調査した限り、政府内で事実関係を把握できる記録が見当たらないところだ」と述べたように、従来から事実の存在を明らかにしてきていない。

しかし、虐殺の事実は、被害者遺族や生存者の証言、研究等で明らかであるにもかかわらず、その事実を明言せず、追悼文の送付を控えるという行為は、虐殺を否定する姿勢とも受け止められ、ヘイトスピーチを助長することになりかねない。

現に、虐殺の事実を問題視し、昨年の集会でヘイトスピーチ認定された団体は、今年も1日に追悼碑前で集会を行い、「東京都は朝鮮人6000人大虐殺の証拠を示せるのか」「日本人を貶める都立横網町公園朝鮮人追悼碑を許すな」という主張を繰り返していた。今なおヘイトスピーチが行われている実態がある。

3 風化させないために

都知事が率先して歴史の事実を認めることは、現在も衰えることのないヘイトスピーチに対する大きな歯止めとなる。しかし逆に、今回の小池都知事の虐殺の事実を目を背け続ける行為は、ヘイトスピーチを助長し、歴史をねじ曲げ史実を風化させることにつながる。

小池知事が今年も朝鮮人虐殺犠牲者の追悼式への追悼文を見送ったことに対して抗議し、来年以降の追悼式に追悼文を送付することを求めると同時に、関東大震災における朝鮮人・中国人、社会主義者、そして障がい者の、軍・警察・民衆による虐殺の事実にも言及することも求める。

自由法曹団東京支部は、本年2月の支部総会で、「関東大震災の虐殺事件の歴史を忘れず、歴史修正主義との闘い、ヘイトスピーチ・ヘイトクライムへの取り組みを進めていくことの決議」をした。

今回、虐殺被害者には中国人、社会主義者、障がい者の存在を加え、また本年9月1日の都知事の対応等を踏まえて、改めて都知事に対し歴史を風化させないことを求める。

以上決議する。

2023年9月26日
自由法曹団東京支部幹事会

9月幹事会議事録

日時：2023年9月26日(火)14時00分～17時00分

場所：団本部事務所+Zoom

出席者（敬称略）：野澤、西田、横山、金子、浅野、宮澤、和田、藤原、荒井

1 行事報告・告知（14時00分～14時10分）

（報告）

8月25日～26日 サマーセミナー（鎌倉）

9月21日（木）革新都政をつくる会団体地域代表者会議出席

9月23日（土）東京地評第22回定期大会

（告知）

11月 2日（木）ソフトボール大会（大井埠頭中央海浜公園スポーツの森野球場）

11月17日（金）団東京支部50周年シンポジウム+レセプション チラシ参照

2 「小池都知事の朝鮮人虐殺の犠牲者追悼式への追悼文見送り」に関する決議を承認執行

3 自由討議「団東京支部の幹事会の在り方について」

参加しやすい会議の頻度、時間帯、参加しやすい会議の方式、幹事のの人数。会議の内容(情勢討議をしっかり準備する等)を議論。今後も継続議論していく。

4 各報告

情勢、憲法、労働、教育、治安・司法、都政

5 組織報告（16時30分～35分）

2名退団承認

6 その他、サポート次長、ソフトボール大会、非公式企画等の検討

7 今後の日程

次回事務局会議 10月 4日（水）10時～12時（その後50周年会議）

11月 7日（火）10時～12時（その後50周年会議）

次回幹事会 10月26日（木）14時～17時

11月は50周年行事があるため、幹事会はありません。

2月22日～23日 団東京支部総会



全国弁護士グループの先生と職員皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただけます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

＜月払保険料表＞ スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

| 対象期間 | 1年 | | 2年 | |
|---------|-------|-------|----|----|
| 満年齢 | 1年 | 2年 | 1年 | 2年 |
| 満25～29歳 | 820 | 1,000 | | |
| 満30～34歳 | 1,010 | 1,250 | | |
| 満35～39歳 | 1,260 | 1,640 | | |
| 満40～44歳 | 1,570 | 2,110 | | |
| 満45～49歳 | 1,880 | 2,550 | | |
| 満50～54歳 | 2,170 | 3,010 | | |
| 満55～59歳 | 2,300 | 3,240 | | |
| 満60～63歳 | 2,420 | 3,430 | | |

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

| 支払対象外期間 満年齢 | 372日型 | | 737日型 | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 満25～29歳 | 994 | 875 | 950 | 843 |
| 満30～34歳 | 1,084 | 1,164 | 1,019 | 1,109 |
| 満35～39歳 | 1,342 | 1,712 | 1,253 | 1,636 |
| 満40～44歳 | 2,028 | 2,786 | 1,886 | 2,646 |
| 満45～49歳 | 3,050 | 4,132 | 2,844 | 3,887 |
| 満50～54歳 | 4,669 | 5,866 | 4,294 | 5,442 |
| 満55～59歳 | 6,370 | 7,012 | 5,702 | 6,303 |
| 満60～63歳 | 6,956 | 6,593 | 5,731 | 5,454 |

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社宏米 担当：大枝・西山・岩崎・竹田
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前10時00分から午後6時まで)

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJJ2-08407 2022年10月3日)